

リモート機能訓練支援サービス利用約款

第1条 (用語の定義)

本約款において次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「当社」とは、日本電気株式会社をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、「リモート機能訓練支援サービス」をいいます。
- (3) 「本単価表」とは、本サービスの種類ごとの利用料金の単価を定めたものをいい、当社が別途指定するWebサイトに掲載されたものをいいます。
- (4) 「契約者」とは、当社との間で利用契約を締結した法人をいいます。
- (5) 「施設アカウント」とは、当社が契約者に付与するID・パスワードをいいます。
- (6) 「管理者アカウント」とは、施設アカウントに紐づくID・パスワードであって契約者が本サービスを利用するための管理者権限のあるものをいいます。
- (7) 「スタッフアカウント」とは、施設アカウントに紐づくID・パスワードであって管理者権限のないものをいいます。
- (8) 「利用者」とは、本サービスにおいて契約者が身長・体重・要介護度等の情報を登録した本サービスの提供を受ける対象者をいいます。
- (9) 「利用者ID」とは、評価レポートの作成対象となる利用者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (10) 「利用契約」とは、本サービスの利用に関し締結される契約を言います。
- (11) 「オンライン契約」とは、利用契約を当社のWebサイトにより締結する契約をいいます。
- (12) 「書面契約」とは、利用契約を当社所定の書面にて締結する契約をいいます。
- (13) 「本サービス用システム」とは、本サービスを提供するにあたり、当社が自己の判断により設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- (14) 「サービスポータル」とは、本サービス利用のため当社が用意する契約者専用のWebサイトをいいます。
- (15) 「契約者設備」とは、本サービスを利用するために、契約者が設置するコンピュータ、接続サービスへ接続するための電気通信設備およびソフトウェアをいいます。
- (16) 「接続サービス」とは、本サービスを利用するにあたって、契約者が電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる電気通信サービスその他の接続手段をいいます。
- (17) 「契約者データ」とは、本サービスの機能を利用して、契約者が本サービス用システムに入力、保存、蓄積したデータをいいます。
- (18) 「評価レポート」とは、利用者に対する利用者の状態評価、訓練計画書および推奨運動動画をいいます。
- (19) 「サービス仕様書」とは、別途提示する「リモート機能訓練支援サービス仕様書」をいいます。
- (20) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の合計に相当する額をいいます。

第2条 (約款等の適用)

- 1 本約款は、利用契約に適用されます。当社が提供する本サービスの種類およびその内容は、サービス仕様書に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類および内容は、Web契約申込画面（オンライン契約の場合。以後同じ）または利用申込書（書面契約の場合。以後同じ）にて定めるものとします。
- 2 本約款、サービス仕様書、およびWeb契約申込画面または利用申込書の定めが異なるときは、次の各号に定める順序に従い優先して適用されるものとします。
 - (1) Web契約申込画面または利用申込書
 - (2) サービス仕様書
 - (3) 本約款

第3条 (約款の変更)

- 1 当社は、2か月前までにサービスポータルに掲載することにより、本約款、サービス仕様書、本単価表を随時変更することができるものとします。この場合、当該掲載期間内に契約者が利用契約の解約の申込みを当社に対して行わないときは、契約者は当該変更を承諾したものとみなします。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約者に対して実質的な影響を及ぼさないと当社が判断する変更（例えば既存のサービスメニューの変更を伴わない、契約者の選択可能な新たなサービスメニューの追加に伴う変更）については、当社は、前項の事前掲載を行うことなく、行うことができるものとします。

第4条 (利用契約の成立)

- 1 利用契約は、オンライン契約の場合には本サービスの利用申込者がWeb契約申込画面にて本約款に同意のうえ契約申込のボタンをクリックし、契約完了の確認画面が表示または契約完了の確認メールが送信されたときに契約が成立し、書面契約の場合には本サービスの利用申込者が、本約款に同意のうえ当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
- 2 利用契約の有効期間は、オンライン契約の場合には利用開始の案内メールが送信されたときから案内メール送信日が属する月の月末まで、書面契約の場合には利用契約の成立日から成立日が属する月の月末までとします。利用期間が延長された場合には、延長後の利用期間の終了日までとします。
- 3 本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、本サービスの利用申込者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

第5条 (申込の拒絶)

当社は、利用申込者が次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込書の申込みを承諾しないまたは解除する場合があります。

- (1) 当社が提供するサービス（本サービスを含みますがこれに限りません）に関する契約に関連して、債務不履行または不法行為を行ったことがあるとき
- (2) 金銭債務の不履行、その他利用契約に違反するおそれがあるとき
- (3) Web契約申込画面、利用申込書または利用変更申込書に虚偽の記載があったとき
- (4) その他当社が不相当と判断したとき

第6条 (利用契約の変更)

- 1 契約者は、サービス仕様書に定める範囲において、利用契約を変更（利用料金のプラン変更または本サービスの種類の追加若しくは削除を含みます）できるものと

- します。
- 2 利用契約の変更申込みは、契約者が当社所定の利用変更申込書を提出する方法により行います。利用契約の変更は、当該変更申込みに対して、当社が当社所定の方法により変更完了の通知を発信したときに成立するものとします。

第7条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、契約者の名称または住所、その他利用契約の申込時の記載事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当社所定の方法により当該変更を通知するものとします。契約者が当該通知を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合、当社は一切その責任を負わないものとします。

第8条 (利用期間)

本サービスの利用期間は、オンライン契約の場合には利用開始の案内メールが送信されたときから案内メール送信日が属する月の月末まで、書面契約の場合には利用契約の成立日から成立日が属する月の月末までとします。ただし、期間満了の5営業日前までに契約者および当社いずれからも利用を終了させる旨の意思表示がなされない場合は、更に1か月延長し、以後期間満了毎にこの例によります。

第9条 (契約者設備および接続サービス)

- 1 契約者は、自己の費用と責任において、サービス仕様書に従い、契約者設備を準備し、かつ接続サービスに加入し、サービス利用期間中これらを維持するものとします。
- 2 契約者は、契約者設備および接続サービス、その他本サービスを利用するための契約者の環境に不具合等がある場合、本サービスを利用することができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第10条 (契約者データ)

- 1 サービス利用期間中、当社は、本サービスの保守、運用または技術上必要と判断した場合、必要最小限の範囲で契約者データ、本サービス利用に関するログ情報、その他契約者が本サービスにおいて利用する情報について監視、分析、調査その他の必要行為を行うことができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。ただし、かかる規定は当社の監視義務および管理責任を規定するものではありません。
- 2 サービス利用期間中および契約終了後、当社は、契約者データについて、サービス強化等を目的に特定の個人を識別できないよう加工、集計および分析した統計データ等を作成し、何らの制限なく利用および第三者へ提示等できるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。

第11条 (ログインID等)

- 1 当社は、利用契約の成立後、利用契約において契約者が指定した者に施設アカウントを提供します。
- 2 契約者は、施設アカウントを利用して本サービスを利用するものとします。契約者は、本サービスの利用にあたり施設アカウントを利用して管理者アカウントおよびスタッフアカウントの登録、削除、変更を行うことができます。
- 3 契約者は、自己の費用と責任において施設アカウント、管理者アカウントおよびスタッフアカウントを管理、使用するものとします。施設アカウント、管理者アカウントおよびスタッフアカウントによる本サービスの利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなします。それらの使用上の過誤または第三者による不正使

用等について、当社は一切その責を負わないものとします。

第12条（データ保管）

- 1 契約者は、契約者データについて、自らの費用と責任で同一のデータ等を必要に応じて保管しておくものとします。サービス仕様書にバックアップを行う旨が明記されている場合を除き、当社はかかるデータ等の保護を目的とした保管、保存、バックアップ等を行わないものとします。
- 2 当社は、本サービス用システムの故障その他いかなる理由においても、契約者データが消失、破損したために発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第13条（禁止事項）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定する事項を行わないと共に、これらに関する疑義等を生じさせることのないようにするものとします。
 - (1) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を使用、送信、書き込み、掲載または第三者が受信可能な状態にする行為
 - (2) 当社または第三者の著作権その他の無体財産権を侵害する行為（本サービス用システムに含まれるソフトウェアの複製、改変、編集、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを含みますが、これらに限りません）
 - (3) 当社または第三者を誹謗もしくは中傷しまたはその名誉を傷つけるような行為
 - (4) 当社または第三者の財産、人権またはプライバシーを侵害する行為
 - (5) 事実と反する情報、意味のない情報等を書き込む行為
 - (6) 公序良俗に反する内容の情報、文章、図形等を書き込む行為
 - (7) 本サービスの内容や本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為
 - (8) 著作権表示等を削除または変更する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) その他法令もしくは公序良俗に違反、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (11) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - (12) その他本サービスの運営を妨げると当社が判断する行為
- 2 契約者は、前項のいずれかに該当する行為がなされていることを知った場合または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。ただし、当該通知により契約者の違反が免責されるものではありません。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項いずれかに該当するものであること、または契約者データが第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を一時停止し、または関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為の監視または当該情報の削除等の義務を負うものではありません。
- 4 当社は、前項に定める情報の削除処置を取ることが技術的に不可能な場合、契約者に対して当該情報を削除するよう要請することができ、契約者はかかる要請に遅滞なく応じるものとします。
- 5 当社は、前項の権利の行使に代えてまたは権利の行使と共に、契約者に対して事実確認、説明依頼、再発防止、および第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができるものとします。

第14条 (利用料金)

- 1 本サービスの利用料金は、次の各号に定める額の合計とします。
 - (1) 各月末日における施設アカウントの数（オンライン契約の場合は常に数量1）に本単価表の基本サービスの単価を乗じた額（ただし、利用開始日を含む月に限り、当該月の末日での利用者IDの数がゼロの場合、基本サービスの単価はゼロとする）
 - (2) 施設アカウント毎に属する利用者に付与された利用者IDの数の合計から「5」を差し引いた数（ゼロ以下になるときは、ゼロとします）に、本単価表のリモート機能訓練支援サービス 利用者アカウント1IDの単価を乗じた額
- 2 第3条に基づき本単価表が変更された場合、利用料金は、当該変更について契約者が承諾した（第3条に基づくみなし承諾を含みます）月から、当該変更後の本単価表に基づき算出されるものとします。
- 3 利用料金は月単位で計算されるものとし、本サービスの開始日および終了日の属する月の利用期間が1か月に満たない場合であっても、日割り計算は行わないものとします。
- 4 利用期間において、第19条および第20条に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等相当額の支払を要します。

第15条 (支払方法)

- 1 当社は、毎月15日までに、前月分の利用料金およびそれに係る消費税相当額を、オンライン契約の場合には電磁的な方法にて明細を通知し、書面契約の場合には書面にて請求書を契約者に送付します。
- 2 契約者は、本サービスの利用料金ならびにこれらにかかる消費税等相当額を、当社からの請求書に従い、利用契約に定める期日および支払方法に従い、支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
- 3 オンライン契約によるクレジットカードによる支払いの場合、契約者は次に合意するものとします。
 - (1) カードによる料金の引き落としは、支払期日前でかつ、各クレジットカード会社の規約に基づいた指定日での支払いになります。
 - (2) 利用料金は毎月一括払いのみとし、分割払い、リボ払いその他の支払方法はできません。
 - (3) クレジットカードの決済の処理は、株式会社DGフィナンシャルテクノロジー（以下「DGFT社」といいます）が代行し、当該代行に必要な契約者の会員ID（以下、「会員ID」といいます）および情報および利用料金は当社とDGFT社にて共有されます。
 - (4) クレジットカードの決済処理にエラー（システム不調、残額不足による引き落としができないなどを含みますがこれに限りません）が生じた場合には、翌月に2か月分の決済処理を行います。この場合、第16条に定める遅延損害金が適用されるものとします。なお、当該翌月にも決済処理ができなかった場合には、当社は第21条に基づく本サービスの中止をすることができるものとします。
- 4 オンライン契約の場合、当社の他サービスで会員IDを共有することがあります。
- 5 契約期間中に、支払方法をクレジットカードによる支払いから他の支払い方法へ変更またはその逆の変更を行うことはできません。当該変更を希望する場合には、利用契約を解約し、改めて支払方法を変更した契約を結ぶことが必要です。

第16条（遅延利息）

- 1 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約に基づく債務の弁済を怠った場合、当社は契約者に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金の支払いを請求できるものとします。
- 2 前項の遅延損害金の算出方法は、1年を365日とした日割計算とし、1円未満は切り捨てるものとします。

第17条（本サービスの提供）

- 1 当社は、契約者に対し利用契約に定める条件により本サービスを提供します。
- 2 当社の本サービスの提供にかかる履行責任は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供することに限られるものとします。

第18条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内に限定されるものとします。契約者は、日本国外において本サービスを利用（日本国外から電気通信サービス等を介して本サービスに接続する方法を含みます。以下本条において同じ）し、または第三者に利用させることができないものとします。

第19条（本サービスの中止）

- 1 当社は、次の各号の場合、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を一時的に中止することができるものとします。
 - (1) 本サービス用システムの保守（定期点検および故障による保守を含みます）を行う場合
 - (2) 当社の責に帰すべき事由によらず、電気通信事業者が、本サービス提供のための電気通信回線または電気通信サービスの提供を中止または中断した場合
 - (3) 当社の責に帰すべき事由によらず、本サービス提供に必要なソフトウェア、サービス（第29条に基づき再委託した第三者が提供する役務を含みます）、および機器について、当該ソフトウェア、サービスまたは機器を当社へ提供する第三者が、当社に対する当該ソフトウェア、サービスまたは機器の提供を中止または中断した場合
 - (4) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (5) 第24条第2項各号記載の事由に該当した場合
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの全部または一部の提供を中止する場合、あらかじめその旨を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではありません。
- 3 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する虞がある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

第20条（本サービスの停止）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。
 - (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 利用契約に違反した場合
 - (3) 契約者設備または契約者が利用している本サービス用システム等を通じて行われる契約者または第三者の行為（いわゆるウィルス感染や脆弱性を利用し

た電気通信設備の支配、迷惑メール送信などの踏み台行為、DoS攻撃等を含みますが、これらに限りません)により、当社が行う本サービスの提供等の業務遂行に著しい支障を来すとき、またはそのおそれのあるとき

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由ならびに提供停止をする日および時間を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではありません。

第21条 (本サービスの廃止)

- 1 当社は、6か月前までに書面により契約者に通知することで、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合、当該廃止日をもって当該廃止に係る利用契約は解約されます。
- 2 当社は、前項の通知を行うことにより、本サービスの廃止によって生じた損害について一切免責されるものとします。

第22条 (契約者の切り分け責任)

契約者は、本サービスを利用できなくなった場合、契約者設備および接続サービスに問題がないことを確認のうえ、その旨を当社所定の方法により当社に通知するものとします。

第23条 (保証の制限)

- 1 当社の責に帰すべき事由(第19条または第20条の定めに基づく本サービスの中止または停止を除きます)により、本サービスで提供される評価レポートが、契約者による評価レポートの作成依頼を行った日から7日以内にサービスポータルに掲載されない場合、契約者は、当社所定の方法により、当社に申請を行ったときに限り、本単価表のリモート機能訓練支援サービス 利用者アカウント1IDの単価に未掲載の評価レポートの数を乗じた額(以下「減額料金」といいます)を、当該申請を行った日が属する月の利用料金から減額を受けることができます。ただし、契約者が当該申請をし得ることとなった時点の属する月の翌月10営業日を経過する日までに当該申請をしなかった場合は、契約者はかかる減額を受ける権利を失います。
- 2 減額料金が当該申請を行った日が属する月の利用料金を超過する場合であっても、当社は超過分の返金は一切行わないものとします。
- 3 本サービスの利用にあたり、契約者が本サービス用システムに送信、登録、蓄積または入力する契約者データは、契約者の責任で行われるものであって、当社はその内容等についていかなる保証も行いません。
- 4 当社は、本サービスが契約者の業務または事業活動において一定の目的(対象者の症状の改善、契約者の個別機能訓練加算等の加算算定の保証を含むが、これらに限りません)を達成することを保証するものではありません。また、本サービスで提供される評価レポートの内容およびその品質について、当社は何らの保証をするものではなく、当該評価レポートの内容およびその品質の良否は第1項に定める減額の対象にはならないものとします。

第24条 (免責)

- 1 当社は、利用契約において明示的に定められている場合を除き、本サービスおよびその利用が第三者の保有する著作権、特許権その他の知的財産権を侵害していないこと、本サービスの有効性、品質不良および瑕疵がないこと、契約者の目的に合致していること、セキュリティホール等の脆弱性が完全に排除されること、不正ア

クセス等の侵入による情報漏洩が完全に防止されること、また、その他利用およびサポートサービスに関することを含め、本サービスに関していかなる保証責任および契約不適合責任も負いません。

- 2 当社は、次の各号に定める事由により契約者に発生した損害について免責されるものとします。
 - (1) 地震、台風、洪水、噴火等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動等の不可抗力、火災、停電
 - (2) 接続サービスの電気通信回線の性能値、障害または不具合等に起因する損害
 - (3) ウィルス、第三者による不正アクセスまたは不正アクセスの試みまたは情報漏洩、通信経路上での傍受その他類似行為
 - (4) 第三者の故意または過失による本サービスの利用不能、送信遅延、誤送、消失、毀損、改竄および漏洩
 - (5) 当社が定める操作および運用手順、セキュリティ手順等を契約者が遵守しないこと
 - (6) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え、搜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (7) 委託先の業務（ただし、委託先の選任または監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合に限る）
 - (8) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 3 当社は、前項に定めるほか、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、別段の定めを除き、法律上の請求原因の如何にかかわらず一切責任を負いません。ただし、当社の責に帰すべき事由により第30条または第31条に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害（当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益を含まない）についてはこの限りではなく、当社は、以下に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
 - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12か月間に発生した当該本サービスにかかる利用料金の平均月額利用料金（1か月分）
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1か月以上ではあるが12か月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨て）に発生した当該本サービスにかかる利用料金の平均月額利用料金（1か月分）
 - (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスにかかる利用料金の平均日額利用料金（1日分）に30を乗じた額

第25条（契約者からの利用契約の解約）

- 1 契約者は、支払方法がクレジットカード決済の場合のみ、利用契約の締結後、本サービス期間の開始日から2週間を経過しておらず、かつ仮パスワードから本パスワードへの変更を行っていない場合に限り、当社が定める方法により当社に通知することにより解約料は不要で利用契約を解約することができます。
- 2 契約者は、解約希望日の5営業日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者は、解約料として、本単価表に記載の基本サービスの単価に当該解約日が属する月から利用期間満了日の属する月までの月数（当該解約日および利用期間満了日が月の途中であっても、日割り計算は行わないものとします）を乗じた金額およびこれに係る消費税等相当額を当該解約日の翌月末日までに書

面にて契約者に請求し、契約者は当該請求金額を第15条の定めに準じて当社に支払うものとします。

- 3 前項に定める通知に解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が5営業日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より5営業日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
- 4 契約者は、解約日において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
- 5 契約者が、支払方法を変更するために利用契約を解約し、支払方法以外が同等の内容にて契約を別途行う場合には、解約料は不要とし、契約者は解約日が属する月の利用料の支払いを当該利用契約での最終の支払いとします。

第26条（当社による利用契約の解除）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 自ら振り出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分を受けた場合
 - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき
 - (4) 前各号のほか財産状態が悪化し、またはその虞があると認められる相当の事由がある場合
 - (5) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたとき
 - (7) 利用料金の支払が2か月以上遅延した場合
 - (8) 利用契約に基づく債務を履行せず、または利用契約に違反し、当社が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に履行または是正されない場合
 - (9) Web契約申込画面、利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入があった場合
 - (10) 当社が提供する本サービス以外のサービスに係る契約が解除されたことが判明した場合または本サービスもしくは当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (11) その他、契約者の責に帰すべき事由により、当社の業務に著しい支障を来たすとき、または来たす虞があると認められるとき
- 2 契約者は、自己が前項各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当社の債務が履行されたか否かを問わず、支払遅延損害金とともに、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第27条（利用契約終了後の措置）

- 1 契約者は、利用契約の終了日までに本サービスに関して本サービス用システムに保存した契約者データを削除するものとします。当社は、利用契約の終了後、契約者データが本サービス用システムに格納されている場合、これを削除することができるものとします。ただし、当社が削除義務を負うものではありません。
- 2 理由の如何を問わず利用契約が終了した場合であっても、第10条第2項、第13条、第23条、第24条、本条、第28条、第30条、第31条、第34および第

35条の各規定は、なおその効力を有するものとします。

第28条（知的所有権）

- 1 本約款またはサービス仕様書において別段の定めのあるものを除き、当社は、当社が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関する利用または使用の権利を、契約者に譲渡するものではありません。
- 2 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく第三者に対して本サービスその他利用約款に基づき提供されるサービスをそのままの形で利用させ、または転売、再販売、サブライセンス等を行ってはならないものとします。

第29条（再委託）

- 1 当社は、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託（再々委託等を含みます）することができます。
- 2 当社は、前項に基づき本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、本契約において当社が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとします。

第30条（秘密保持）

- 1 利用契約において秘密情報とは、利用契約の履行に関連して契約者および当社が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって、次の各号の一に該当するものをいいます。
 - (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面または電子データにより開示されたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、利用契約における秘密情報として取扱わないものとします。
 - (1) 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報
 - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報
- 3 契約者および当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。
- 4 契約者および当社は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員ならびに第29条に基づき再委託した第三者にのみ開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとします。
- 5 当社および契約者は、秘密情報を利用契約の履行の目的にのみ使用します。
- 6 当社は、法令の定めに基づきまたは政府機関、裁判所等権限ある官公署から秘密情報または契約者データの開示を要求された場合、当該法令の定めに基づく開示先または官公署に対して開示することができるものとします。この場合当社は、関連法令に反しない限り、あらかじめ相手方に秘密情報をこれらの者に開示することを通知し、相手方が当該情報の公開防止等の必要な手続きをとれるよう努めるものとします。
- 7 当社および契約者等は、申込者とその登録を終了した場合には、自己の費用と責任において秘密情報を遅滞なく相手方に返還し、または廃棄するものとします。

第31条（個人情報提供）

- 1 契約者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律に基づき定義される情報を指します。以下、同じ）が含まれる契約者データを本サービス用システムに送信、登録、蓄積または入力する場合、あらかじめ当該個人情報の本人から、当該個人情報が本サービスの提供の目的、本条第3項に定める目的のために利用されることについて同意を得るものとします。
- 2 契約者は、前項に定めるほか、個人情報が含まれる契約者データを本サービス用システムに送信、登録、蓄積または入力するに際し、個人情報保護法、その他関係法令および個人情報保護に関するガイドラインを遵守するものとします。
- 3 当社は、利用契約に関連して知り得た契約者および利用者の個人情報を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者（第29条の定めに基づき再委託した第三者を除く）に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。
 - (1) 当社または当社の提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合（ただし、提携先等の第三者への個人情報の開示は含みません）
 - (2) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた再委託先に対し、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
 - (3) 第31条に定める本サービスのサービス向上等の目的で個人情報を集計および分析等する場合ならびにこれらの集計および分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で提携先等の第三者に開示または提供する場合
 - (4) 個人情報の利用に関する同意を求める目的で本人に電子メール等を送付する場合
 - (5) その他任意に契約者または本人の同意を得たうえで個人情報を利用する場合

第32条（マイナンバーの取扱い）

- 1 当社は、本サービスに関して個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に定めるものをいいます）をその内容に含む電子データおよび印刷物等を取り扱わないものとします。
- 2 契約者の故意または過失の有無にかかわらず、本サービスに関して契約者から受領した電子データまたは印刷物および契約者データ等に個人番号が含まれていた場合でも、当社は当該個人番号につき何らの責任も負いません。

第33条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者および当社は、現在および将来において次の各号のいずれにも該当しないこと確約するものとします。
 - (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します）であること
 - (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己または自己の役員が暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をしないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任の範囲を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本機能の信用を毀損し、または本機能の提供を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第34条（準拋法）

利用契約に関する準拋法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第35条（管轄裁判所）

契約者と当社間における一切の訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上